

介保第 2 7 6 号
令和 5 年 2 月 2 4 日

奈良県内高齢者施設の長 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

高齢者施設におけるマスク着用の取扱い（令和 5 年 3 月 1 3 日以降）について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省老健局より令和 5 年 2 月 1 5 日付け事務連絡にて「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」の通知がありました（別添）。

令和 5 年 3 月 1 3 日以降は、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となりますが、高齢者施設においては下記のとおり対応をお願いします。

記

【施設の従事者について】

重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、引き続き不織布マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施にご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、勤務中であっても、周囲に人がいない場面や、入所者・利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めないといった判断を、施設の管理者等において適宜行うことは可能です。

【入所者・利用者について】

自身を感染から守るために、マスクの着用を推奨します。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行期については、施設内での感染拡大を防ぐため、引き続きマスクの着用を推奨します。

なお、医療機関受診時はマスクを着用してください。

【面会者や外部からの訪問者について】

重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、マスクの着用が推奨されますので、施設の管理者等の判断でマスクの着用を求めることは可能です。

施設整備係 TEL:0742-27-8534
